

善通寺市総合会館指定管理者
選 考 講 評

令和3年10月20日

善通寺市公の施設指定管理者選定評価委員会

善通寺市公の施設指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）は、善通寺市総合会館指定管理者の指定に関して、善通寺市公の施設指定管理者選定評価委員会設置条例（平成21年善通寺市条例第1号）第2条第1号の規定に基づき、指定管理者候補書を選考しましたので、次のとおり報告します。

令和3年10月20日

善通寺市公の施設指定管理者選定評価委員会

委員長 谷 宣璋

委 員 角野 幸治

委 員 岸上 善宣

1. 審査体制

外部委員 3 名の委員で構成する委員会が、提案者からの提案書類の審査を行い、指定管理者候補者を選考した。

委員会の構成は、下記のとおりである。

役 職	委員名	備 考
委員長	谷 宣璋	市民代表
委 員	角野 幸治	会社役員
委 員	岸上 善宣	税理士

2. 委員会の開催

委員会は計 3 回開催した。開催日と主な議題は、下記のとおりである。

開催日		主な議題
第 1 回	令和 3 年 5 月 2 6 日	・ 指定管理者の選定方法について
第 2 回	令和 3 年 7 月 3 0 日	・ 募集要項の審議について ・ 仕様書の審議について
第 3 回	令和 3 年 1 0 月 2 0 日	・ プレゼンテーション審査について ・ 指定管理者候補者の選考について

3. 応募団体

下記の 3 団体から申請書類が提出され、必要書類に不備がなく、参加資格要件を満たしていることを確認した。

団体名	所在地
穴吹エンタープライズ株式会社	香川県高松市福田町 1 1 番地 1
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
丸善雄松堂株式会社	東京都中央区日本橋二丁目 3 番 1 0 号

4. 選考結果

(1) 第1位指定管理者候補者として選考された団体

穴吹エンタープライズ株式会社

代表取締役 富岡 徹也

(2) 選考理由

提出された申請書類において、事業計画書、賃借対照表、収支計算書、事業報告書等を審査し、また、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施した結果、基本コンセプトである「ひと・まち・歴史をつなぐ 新たな学び・交流の場」の実現に向け、施設を有効活用した多種多様な事業内容の計画であり、市民に対してサービスを提供する公共施設としての役割を理解したものとなっていることから、指定管理者として相応しいと判断する。

特に、各階の施設を活用した具体的な行事やイベントの提案、民間等でのコワーキング施設の運営実績のほか、総合会館だけでなく市役所構内全体の新たな賑わいづくりに関する考え方については高い評価を得るものであった。

(3) 審査結果

審査項目		評価の視点	配点	第1位	第2位	第3位
1. 事業全体の考え方	(1) 基本方針	・業務の趣旨を十分に理解し、新たな学びの場と交流の場の創出に資する理念、意欲及び熱意を有しているか。	30	28	26	24
	(2) 執行体制	・役割分担、責任分担等が明確であり、指定管理業務の遂行に十分な執行体制及び職員配置となっているか。 ・職員の資質向上に資する具体的な人材育成や研修計画等が示されているか。	90	84	90	66
2. 事業計画書	(1) 実施方針	・業務の趣旨を十分に理解し、これを実現しうる実施方針が示されているか。 ・施設の効用を最大限発揮させるため、各提供サービスが有機的に連動するよう設計されているか。	30	30	22	20
	(2) 学習活動の推進	・業務の趣旨を十分に理解し、多様な世代の学習活動を推進する上での考え方が具体的に示されているか。 ・各施設の運営方法について、それぞれの特性に応じた効果的なものとなっているか。 ・その他、特筆すべき提案がなされているか。	120	112	96	88
	(3) 行事やイベントの企画及び実施	・業務の趣旨を十分に理解し、市民の交流の促進や新たな賑わいの創出につながる取組が具体的に示されているか。 ・市や総合会館の特性を活かした、効果的で魅力的なものとなっているか。 ・定期的な実施が見込めるとともに、実現性の高いものとなっているか。 ・その他、特筆すべき提案がなされているか。	120	120	88	80
	(4) 教育機関等との連携	・業務の趣旨を十分に理解し、多様な主体が市及び総合会館と関わりを持つような体制づくり、連携した取組が具体的に示されているか。 ・小学校・中学校・高等学校・大学等との連携した取組が具体的に示されているか。 ・市の産業振興に資する取組が具体的に示されているか。 ・その他、特筆すべき提案がなされているか。	120	104	80	80
	(5) 利用者に関する事項	・利用促進や利便性の向上のための取組が具体的に示されているか。 ・利用者からの意見、要望、苦情等を踏まえた対応が適切であるか。 ・その他、特筆すべき提案がなされているか。	120	112	96	80
	(6) 施設及び設備の維持管理	・業務の趣旨を十分に理解し、施設及び設備の維持管理にあたっての考え方が具体的に示されているか。 ・特に、災害や事故等の危機管理についての考え方や対応が適切であるか。 ・その他、特筆すべき提案がなされているか。	120	112	112	96
	(7) 市のまちづくりへの貢献	・第6次善通寺市総合計画その他の市の関連計画を十分に理解し、総合会館の管理運営による市のまちづくりへの貢献について、具体的な提案がなされているか。	30	28	26	22
3. 技術提案書	(1) 広報活動	・業務の趣旨を十分に理解し、効果的に、幅広く利用者への情報発信ができる内容となっているか。 ・時代のニーズを踏まえた情報発信方法となっているか。	90	84	66	66
	(2) 開館準備	・業務の趣旨を十分に理解し、開館を迎えるための考え方や準備計画が具体的に示されているか。 ・円滑な開館に向けて、柔軟に対応できる体制、準備計画となっているか。	90	84	78	78
	(3) 持続可能な事業展開	・将来にわたる持続可能な事業展開を図る上での考え方や方策が具体的に示されているか。	90	90	66	72
4. 価格審査			150	147	150	147
合計			1,200	1,135	996	919

※配点は各項目の配点×3人

5. 指定の期間

改修後の供用開始の日から令和8年3月31日まで

6. 総評

新庁舎・新図書館の建設を契機として、総合会館が位置する市役所構内については、新たな市民の交流・賑わいの拠点として大いに期待しているところである。

このたび指定管理者候補者に選考された団体においては、自ら提案した事業計画について責任を持ち、誠実に遂行するように努めるとともに、委員から評価された多様な行事やイベント等の市民サービスを積極的に企画実施し、「ひと・まち・歴史をつなぐ 新たな学び・交流の場」の実現に努めていただきたい。

最後に、貴重な時間を費やし、真摯に努力いただいた各提案団体の関係者に対し、心より感謝申し上げますとともに、市民に親しまれ、新たな学び・交流の拠点となる総合会館が整備されることを祈念する。